

平成28年9月定例会の結果

1 陳情書 2 資料（陳情文書表）

1 陳情書

陳情番号	件名	結果
陳情第4号	介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与・住宅改修継続に関する意見書の提出を求める陳情	採択

2 資料（陳情文書表）

陳情第4号

介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与・住宅改修継続に関する意見書の提出を求める陳情

陳情者 静岡市駿河区

一般社団法人日本福祉用具供給協会

静岡県ブロック ブロック長 山下和洋

[陳情趣旨]

平成27年6月30日、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太の方針2015）が閣議決定されました。この方針では、社会保障分野の歳出を重点的に削減するため、次期介護保険制度改革に向けて、「軽度者に対する生活支援サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う」ことが盛り込まれています。また、住宅改修についても原則自己負担化が財務省より意見されているところです。

しかしながら、現行の介護保険制度による福祉用具のサービスは、介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づき、福祉用具専門相談員が福祉用具サービス計画を作成し、これによって適切なサービスが提供され、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

仮に、福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、手すり、歩行器等の利用が減ることにより、転倒、骨折などが発生しやすくなり、結果として介護度の重度化を招く恐れもあります。又その結果、訪問介護等の人的サービスの利用が増大し、給付費の抑制という目的に反して、逆に給付費の増大を招きかねません。さらに介護人材不足に拍車をかけることにもなります。

今後の超高齢社会に向けて、軽度者向けの福祉用具、住宅改修の利用を、現行どおり介護保険の給付対象として継続することを強く求めるものです。

以上の理由で、貴議会において下記事項を国への意見書として採択することを陳情します。

[陳情項目]

- 1 介護保険制度における福祉用具貸与及び住宅改修を保健給付対象として継続することを求める国への意見書を採択すること。

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っています。また、安全な外出機会を保証することによって、特に一人暮らしの高齢者のとじこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがあります。

以上の理由から次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

〔提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 宛〕